

地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
92118	栃木県	矢板市	都市 I-0

(1)民間委託		【参考】	
直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率	全国委託率
		100.0%	99.2%
		100.0%	97.8%
		71.4%	86.2%
		96.3%	89.8%
		90.9%	86.2%
		100.0%	97.9%
		100.0%	96.3%
		72.9%	61.9%
		94.5%	88.7%
○	当面は現体制を維持	13.3%	32.6%
		100.0%	98.7%
○	現業職は雇用しないが、臨時職員で対応予定。	90.9%	95.4%
		100.0%	98.9%
		100.0%	99.9%
		98.3%	98.9%
		89.1%	94.5%
		94.1%	95.0%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体
委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(2)指定管理者制度等				【参考】	
公の施設数	制度導入施設数	導入率	導入に対する考え方【未導入施設がある団体のみ回答】	類似団体導入率	全国導入率
		20.0%		37.3%	36.5%
		18.2%		44.7%	45.5%
		100.0%		34.0%	46.3%
				21.4%	12.3%
				84.5%	86.3%
		100.0%		83.0%	73.6%
				64.7%	58.3%
				88.9%	74.7%
				53.3%	61.2%
				対象施設無し	52.7%
		0.0%	収入が見込めないため、指定管理者としては運営が成り立たないことが想定される。	22.7%	49.8%
		0.0%	法律上家賃を収受させることができない。保守点検などのみ委託業務として行っている。	1.9%	16.2%
		0.0%	利用料が市の収入となっているため、直営としたほうが有利である。	19.2%	38.9%
		0.0%	他施設と一緒に公に管理を委託している	8.9%	20.7%
		100.0%		18.7%	14.7%
		0.0%	設立間もない施設であるため、安定した運営になるまでは直営にすることを考えている。	23.7%	27.0%
		0.0%	広聴の機能を持ち、地域づくりの拠点となるため、今後も指定管理者制度を導入する予定はない。	15.7%	21.2%
		0.0%	施設が老朽化し、耐震基準を満たしていないため、導入することができない。施設を大幅改修することができれば、導入を検討したい。	38.6%	48.5%
				38.6%	46.4%
				76.9%	68.5%
				60.0%	48.8%
				49.8%	52.9%
		100.0%		17.4%	22.5%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(3)窓口業務			【参考】	
設置状況	設置予定無し	予定時期	委託状況	委託予定無し

総合窓口の設置

設置率(類似団体)	8.1%
設置率(全国)	10.6%

窓口業務の民間委託

委託率(類似団体)	17.7%
委託率(全国)	14.7%

(4)総務事務センター			【参考】	
設置状況	委託状況	対象部局	対象業務	類似団体
		首長部局 企業局 教育委員会 その他	給与 旅費 福利厚生 財務会計	設置率 委託率
				6.5% 4.8%
				8.8% 2.0%

「設置予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(5)クラウド化			【参考】	
実施済み	実施予定	検討中	未実施	実施率(類似団体)
				自治体クラウド 単独クラウド
				17.7% 21.0%
				実施率(全国)
				自治体クラウド 単独クラウド
				17.0% 25.2%

実施時期

自治体クラウド	
単独クラウド	

実施予定時期

自治体クラウド	
単独クラウド	平成27年11月

検討状況

実施しない理由

(6)公共施設等総合管理計画			
策定済み	策定予定	策定予定時期	平成28年度

【参考】

策定割合(類似団体)	1.6%
策定割合(全国)	3.3%

(7)地方公会計の整備			
作成済み	作成予定	作成完了予定年度	平成29年度

【参考】

作成割合(類似団体)	0.0%
作成割合(全国)	0.0%

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。